

平成 26 年 6 月 5 日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社橋本建設

滋賀県彦根市野口町 283-1

2. 指名停止措置期間

平成 26 年 6 月 5 日から平成 26 年 9 月 4 日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社橋本建設の取締役（許可更新申請当時）は、営業の実態が無い湖南営業所について技術者を配置しているなどの虚偽の申請をして建設業許可の更新を受けたとして、平成 25 年 11 月 19 日、大津地方検察庁彦根支部が、彦根簡易裁判所に略式起訴し、同裁判所から平成 25 年 11 月 22 日に建設業法違反により罰金の略式命令を受けた。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当するとして、近畿中国森林管理局长より 3 ヶ月の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については 3 ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通 5-9-16

総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話 018-836-2070